令和5年会津美里町議会定例会11月会議

議事日程 第1号

令和5年11月9日(木)午前10時00分開議

諸般の報告

①説明員の報告(別紙のとおり)

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案の上程及び提案理由の説明
- 第3 議案第60号 令和5年度会津美里町一般会計補正予算(第7号)
- 第4 議案第61号 高田体育館大規模改修工事請負変更契約について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(16名)

1番	櫻	井	幹	夫	君	9番	渋	井	清	隆	君
2番	大	竹		惣	君	10番	星			次	君
3番	小	柴	葉	月	君	11番	堤		信	也	君
4番	荒	Ш	佳	_	君	12番	鈴	木	繁	明	君
5番	山	内		豪	君	13番	根	本	謙	_	君
6番	長	嶺	_	也	君	14番	根	本		剛	君
7番	村	松		尚	君	15番	横	山	義	博	君
8番	小	島	裕	子	君	16番	横	Щ	知士	世 志	君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

町	長	杉	山	純	_	君
副町	長	佐々	木	吉	_	君
総 務 課	長	金	子	吉	弘	君
政策財政調	! 長	或	分	利	則	君
教 育	長	歌	Ш	哲	由	君
こども教育詞	果長	渡	部	雄	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	君
生涯学習調	長	福	田	富 美	代	君

○事務局職員出席者

 事務局長
 児
 島
 隆
 昌
 君

 事務局次長 兼総務係長
 歌
 川
 和
 仁
 君

開議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長(横山知世志君) ただいまから令和5年会津美里町議会定例会11月会議を開きます。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長(横山知世志君) 日程に入ります前に、諸般の報告を行います。 説明員の報告は、お手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(横山知世志君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

13番 根本謙一君

14番 根本 剛君

の両名を指名いたします。

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長(横山知世志君) 日程第2、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より議案第60号、議案第61号の2議案であります。 お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求め たいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(横山知世志君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

[町長(杉山純一君)登壇]

○町長(杉山純一君) おはようございます。本日、令和5年会津美里町議会定例会11月会議の再開に当たり、議員各位におかれましては、ご参集を賜り、ありがとうございます。本定例会にご提案申し上げます議案2件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第60号は、令和5年度会津美里町一般会計補正予算(第7号)であります。今回の補 正予算では、債務負担行為の追加を行うものであります。会津美里町こども計画策定事業について、 期間を令和5年度から令和6年度までとし、限度額を定めるものであります。 次の議案第61号は、高田体育館大規模改修工事請負変更契約についてであります。本案は、地方自 治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する 条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

私からは以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(横山知世志君) これをもって提案理由の説明を終わります。

○議案第60号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長(横山知世志君) 日程第3、議案第60号 令和5年度会津美里町一般会計補正予算(第7号) を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

債務負担行為の追加について、政策財政課長から説明を求めます。

政策財政課長、國分利則君。

〔政策財政課長(國分利則君)登壇〕

○政策財政課長(國分利則君) それでは、議案第60号 令和5年度会津美里町一般会計補正予算(第7号)につきましてご説明申し上げます。

予算書と併せまして提出案件資料 2 ページを御覧願います。今回の補正でございますが、会津美里町こども計画策定事業について債務負担行為を設定するものでございます。この計画は、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、さらに次世代育成支援対策推進法に基づく計画を包含した一体的な計画策定を進めるため補正するものでございます。

それでは、予算書の説明に移ります。表紙を御覧願います。第1条におきまして、債務負担行為の補正でございます。裏面を御覧願います。第1表でございますが、債務負担行為補正でございます。これは追加でございまして、会津美里町こども計画策定事業について、期間を令和5年度から6年度まで、限度額として1,144万円の債務負担行為を設定するものでございます。なお、こども計画策定事業の詳細な内容につきましては、こども教育課長より説明いたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(横山知世志君) 続いて、こども教育課長、渡部雄二君。

[こども教育課長(渡部雄二君)登壇]

○こども教育課長(渡部雄二君) それでは、会津美里町こども計画策定事業の内容についてご説明 いたします。

まず、こども計画についてでありますが、本年4月1日にこども基本法が施行されました。この法律において、市町村においては国が策定するこども大綱と県が策定するこども計画を勘案した新たな計画となるこども計画を作成するよう努力義務が明記されたところです。この計画では、先ほど政策

財政課長の説明にありましたように、子ども・若者育成支援推進法や子どもの貧困対策の推進に関する法律など、幾つかの法令に基づく計画を包含した計画とすることができるものとしており、今後において本町の子供施策を効果的に進めるためには、本町の子供の貧困状況や青少年を取り巻く環境への対応も含めた総合的かつ一体的な計画が必要であると判断し、会津美里町こども計画を策定することとしたものでございます。現在、本町におきましては子ども・子育て支援法に基づく第2期子ども・子育て支援事業計画が策定されておりますが、計画の期間が令和6年度までとなっており、次期計画を新たな会津美里町こども計画に包含させるため、令和6年度までに策定を進めることとしたものでございます。こども計画の策定には、国が策定するこども大綱と県が策定するこども計画を勘案する必要がありますが、国においては大綱案の作成が遅れており、12月中には公表されることが明らかになり、また県においては計画策定が令和6年度となるため、町の計画と並行で策定することが確認できたところでございます。

今後の事業の進め方でございますが、本年度においては計画策定に必要な委託事業者の選定や様々なアンケート調査、分析などを行い、次年度において計画案を策定する予定でありますが、短期間での作成となり、早期に事業を進めたいため、補正をお願いするものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(横山知世志君) 説明が終わりました。 質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。 10番、星議員。

○10番(星 次君) 内容的には大体国の法律、いろんな支援法に基づく計画策定ということでありますが、この限度額を決めるに際して、国の大綱、それから県の計画に沿ったような計画をつくるというふうなことでございますので、これは各市町村とも計画内容は違うのか、同じなのか、この金額についても同様なのか、その辺の内容をもう少し詳しくお願いします。

- ○議長(横山知世志君) こども教育課長。
- ○こども教育課長(渡部雄二君) それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

計画の内容につきましては、基本的な部分では同じような内容になるかとは思うのですけれども、まだ国の大綱と、福島県では県の計画が令和6年になりますので、細かいところはまだ何とも言えないのですけれども、基本的には、先ほどもご説明しましたように、既存の計画等々を包含した計画というのが基本になりますので、あとはそれぞれの市町村の実情に応じた微妙な地域の特性であったりとか、そういったところが出てくるかと思います。そのため様々な対象者に対してアンケート調査などを行って、その地域独自の現状等々、子供たちの要望なんかを取り入れた計画にしたいと考えております。あと、金額につきましても、やはりアンケートの対象人数であったりとか、そういったもので微妙に差が出てまいりますので、事業費につきましても若干の違いは出てくるものと考えております。

以上でございます。

- ○議長(横山知世志君) 10番、星議員。
- ○10番(星 次君) 大まかな内容についてただいまの説明で分かったわけでございますが、これ 計画をつくるに当たって、我が町ではいろんな計画策定委員会とか、第三者も入れて、学識経験者も 入れてつくっているのがほとんどでありますが、これだけは必ず入れなくてはならないという支出と いうか、項目というか、そういうものがあるのか、その辺あれば教えていただきたい。
- ○議長(横山知世志君) こども教育課長。
- ○こども教育課長(渡部雄二君) ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどご説明いたしましたが、本町の場合ですと子ども・子育て支援事業計画というのがございまして、その計画と一体化した計画にすることになりますので、この子ども・子育て支援事業計画の変更であったりとか作成するに当たりましては、子ども・子育て会議というのがございます。うちの町にも子ども・子育て会議ございまして、年に2回程度会議を開催しているところでございますが、その会議の中でいろんな意見を聞いて計画に反映させるということになってございますので、私どものほうでも今回の計画策定に当たりましては、子ども・子育て会議の中で保護者さんであったりとか、あとは保育事業所さん、そういった方々が参画しております子ども・子育て会議の中で要望等を取りまとめて、計画策定に当たりたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(横山知世志君) 10番、星議員。
- ○10番(星 次君) それで、先ほどの説明の中にありましたが、青少年を取り巻く環境ということで、それも網羅するのだというふうな話ありました。今いろいろ問題になっておりますいじめ問題、それからそれに伴った登校拒否とか、そういう部分もこの計画に入ってくるのか、その辺お願いします。
- ○議長(横山知世志君) こども教育課長。
- ○こども教育課長(渡部雄二君) ただいまの質問でございますが、青少年に関しましては今回の計画の中の子ども・若者計画というところを包含する予定でございまして、現時点ではございますけれども、18歳から30歳、34歳程度までの若者の方に対してもアンケートなどを実施して、意見を聴取していきたいというふうには考えてございます。

あと、いじめ等々につきましては、常日頃から学校等と連携しながら現状把握に努めているところではございますが、そういったところも様々な調査をして、貧困対策等もございますので、あといじめ、不登校、そういったところの調査についても改めて実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

[何事か言う人あり]

○こども教育課長(渡部雄二君) 申し訳ございません。計画のほうには反映させることになるかと

思うのですが、細かいところはこれから県の計画等々と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

- ○議長(横山知世志君) 13番、根本謙一議員。
- ○13番(根本謙一君) ただいまの同僚議員の質疑において内容が大きく分かってまいりましたけれども、確認の意味で2つほどお尋ねしたいと思います。

先ほどの課長の説明ですと、その地域の特性や独自性は出てくるという、それはアンケート調査も踏まえながら、当然現状認識もしっかり踏まえてのことでしょうけれども、今細かいこといろいろ聞くわけにはいきませんけれども、これは必ず出てくるのだと、独自性はちゃんと踏まえてつくり上げるのだという確認でよろしいですね。

それから、6年度中につくる、短期間でつくるということになりますよね。そうしますと、これだけの4法を包含してしまうわけですので、相当我々も勉強していかないとなかなか分かりづらいと思います。本町は子供、子育て支援については大変力を入れてきているというふうに認識しておりますので、そういった意味でも独自性は当然出てくるだろうとは想像しておりましたけれども、そこのところの確認、2点お願いいたしたいと思います。

- ○議長(横山知世志君) こども教育課長。
- ○こども教育課長(渡部雄二君) それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。 まず、独自性の……
- ○議長(横山知世志君) 休憩します。

休 憩 (午前10時18分)

再 開 (午前10時20分)

- ○議長(横山知世志君) 再開します。
 - こども教育課長。
- ○こども教育課長(渡部雄二君) それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、独自性についてでございますが、国のほうもこの計画に基づいて今後5年後の施策の展開を 目指しているということでございますので、当然本町におきましても、近い将来の子供施策の展開に 当たりまして、独自の内容を盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

あと、非常にタイトなスケジュールというご質問でございますが、先ほど4つの法律に基づいた計画を包含するということで説明をさせていただいたところでございますが、うちの町におきましては、子ども・子育て支援事業計画につきましては、既に4つのうちの1つ、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画につきましては子ども・子育て支援事業計画の中で包含しておりますので、今回新たに追加になるのは市町村子ども・若者計画と貧困対策の計画になります。それでも今までよりかなり大きな計画になりますので、非常にスケジュール的には厳しいということは認識してございま

すので、少しでも早めにスタートを切って、県と連携をしながら作成をしていきたいと考えていると ころでございます。

以上でございます。

- ○議長(横山知世志君) 根本謙一議員。
- ○13番(根本謙一君) 分かりました。1点目の部分で、今課長の説明ですと、5年後の施策の展開を目指してというふうに言われたかと思います。5年後のあるべき姿を目指した計画だから、それに向けて取り組んでいきますよという意味合いなのかなというふうに理解したいのですが、それでいいですか。5年後のという説明で、ちょっと紛らわしい言い方されたかなというふうに思いますので、再度お願いします。
- ○議長(横山知世志君) こども教育課長。
- ○こども教育課長(渡部雄二君) ただいまのご質問でございますが、国のほうのこども基本法におきましても、5年後の事業の展開を目指してというような表現になってございます。実際この計画を策定して、それを町の施策として実際に展開していくには、そのぐらいの期間を要するのかなというふうには思っております。ただ、もちろん計画の策定状況によってはそれを少し前倒しであったりとかできるかとは思ってはおりますが、国の大綱とか県の計画なんかもそういった流れで進んでいくかとは思いますので、その辺は慎重に連携をしながら進めてまいりたいと考えております。
- ○議長(横山知世志君) 根本謙一議員。
- ○13番(根本謙一君) 国のほうの指針の中にそういうのが書かれているということなので、これは 実際にそういう計画案が議会に上がってきたときに再度質疑すればいいかなというふうに思っており ます。このところはもうちょっと理解できないところなので、それは次回別の機会にというふうにし たいと思います。

以上で終わります。

○議長(横山知世志君) ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(横山知世志君) ないようでありますので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(横山知世志君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第60号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してく

ださい。

[各議員投票]

○議長(横山知世志君) 押し忘れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(横山知世志君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第61号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長(横山知世志君) 日程第4、議案第61号 高田体育館大規模改修工事請負変更契約について を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

生涯学習課長、福田富美代君。

[生涯学習課長(福田富美代君)登壇]

〇生涯学習課長(福田富美代君) 議案第61号 高田体育館大規模改修工事請負変更契約についてご 説明いたします。

議案書1ページ、提出案件資料1ページ、提出案件参考資料を御覧ください。本案は、高田体育館大規模改修工事における請負変更契約について、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更の主な内容につきましては、まず1つは大屋根改修の追加であります。当初屋根改修においては、屋根部分の既存ゴムシートを残置したまま屋根の基礎を施工し、その上部にガルバリウム鋼板ぶきを予定しておりましたが、このたび足場を組み、状態を確認しましたところ、既存ゴムシートの経年劣化が想定以上に進んでおり、そのまま屋根改修を施工すれば、長期には雨漏りが発生する可能性があることが判明いたしました。よって、長期的な屋根防水性能を確保するため、改質アスファルトルーフィングぶきを追加しまして、その施工後ガルバリウム鋼板ぶきをするものであります。

次に、外壁及び内部改修において、追加で石綿除去を行うものであります。外壁や内部改修については、壁面のクラックや浮き部分のモルタル塗り及びシーリング処理をするものではありますが、吹きつけ塗材の下部に伸縮目地があったことから、石綿飛散防止のため、吹きつけ塗材とともに伸縮目地を除去する必要があるものです。主な施工箇所につきましては、体育館の西側の外壁部分において、石綿飛散防止のため石綿除去を追加し、変更するものであります。なお、詳細な数量につきましては、提出案件参考資料に記載のとおりであります。変更金額は、1,085万2,600円を増額し、6億4,225万

2,600円とするものであります。

契約の目的並びに契約の相手方については変更ございません。 説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(横山知世志君) 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

- 9番、渋井清隆議員。
- ○9番(渋井清隆君) 今ほどの説明で2点程度お伺いいたします。

1,085万2,000円の工事費のそれぞれの内訳の金額、それと屋根改修工事、大屋根の部分、今ガルバリウム鋼板ぶきということでありましたけれども、改質アスファルトルーフィング、これをふくというわけですから、当然野地板というのがあると思うのです。野地板の上にこれを貼るわけですから、それのあるかないか、有無、その数量。

あともう一つは、この建物を私前から見て分かりますが、下屋根の部分、屋根があって腰折れになっているのです、こういう感じで。そこのところは改質のアスファルトルーフィングぶきがあるのかないのか、この点をお尋ねしたい。

〔「議長、休憩お願いしてよろしいですか」と言う人あ

り]

○議長(横山知世志君) 休憩します。

休 憩 (午前10時30分)

再 開 (午前10時33分)

○議長(横山知世志君) 再開します。

生涯学習課長。

○生涯学習課長(福田富美代君) 今ほどの渋井議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目、工事費の内訳でございますが、なお参考資料の屋根改修費目ごとの工事費を申し上げます。屋根改修工事について、直接工事費についてになりますが、610万3,000円になります。外壁改修工事費につきましては205万9,000円になります。内部改修工事費については86万2,000円になります。また、直接工事費の合計としては902万4,000円になります。そのほか共通経費が入っておりますので、変更契約については1,085万2,600円となります。

2点目の大屋根部分の改修においての野地板はあるのか、ある場合は数量はということですが、野地板についてはございません。また、屋根改修の腰折れ部分のルーフィングぶきではありますが、腰折れの部分のルーフィングぶきはないものでございます。

以上です。

○議長(横山知世志君) 渋井議員。

○9番(渋井清隆君) 腰折れ部分がない。屋根改修工事の野地板がない。これ本当でしょうか。これカバー工法ですよ。カバー工法で野地板入って、その上にルーフィング入ってガルバリウムというタイプではないでしょうか。当然そうしますとルーフィングが1,795平米あるのです。野地板も同じくあるのではないですか。あと腰折れの部分、これルーフィング入っているのではないでしょうか。ないの。設計書はない。本当ですか、それ。よく見てください。図面と設計書。本当にこれでいいの。雨漏りするのではないですか、これ。ならないの。大丈夫。もう一回それ見て……では見せていただけますか、それ。図面と。

○議長(横山知世志君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(福田富美代君) 今ほどのご質問ですが、今回屋根改修について、当初ガルバリウム鋼板ふきをするというところで、やはり屋根構造を改修するに当たって、屋根の部分のゴムシートについては、当初58年に建築した後に、15年ほど前にまた改修工事で二重でシートがかかっております。当初メーカーに確認したところ、そのままでもいけるというところで、そういったルーフィングぶきもないガルバリウムぶきを想定してこのほど進んできたところであります。今回そういった二重シートであるけれども、基礎を施工するに当たって、やはりちょっと傷み、先ほどご説明いたしましたように経年劣化が進んでいるというところもありましたので、ルーフィングぶきを施して、今回追加でしたものでございます。ですので、腰折れ部分については問題ないと考えているところではあります。

先ほど野地板がなくて大丈夫なのかというところではありますが、野地板の代わりに断熱材が入っているというところで、野地板は必要ないと判断しているところでございます。

以上です。

○議長(横山知世志君) 渋井議員。

○9番(渋井清隆君) ルーフィングは、黒いフェルトのあれ貼るのです、アスファルトフェルト。 あれは、水が漏れた場合でも、その上伝わって軒先まで出るような形になっている。だから、その下には野地板。断熱材はまた別ですよ。断熱材の上に野地板がある。貼らなければ屋根は止まりません。 これ恐らく屋根は、大屋根部分は縦ぶきだと思う。腰折れだから、これは横ぶきだと思う。図面よく見て本当に説明しているのでしょうか。後で間違えましたって言っても困りますよ。よく見てください。

[「再度休憩お願いいたします」と言う人あり]

○議長(横山知世志君) 休憩します。

休憩 (午前10時39分)

再 開 (午前10時42分)

○議長(横山知世志君) 再開します。

生涯学習課長。

○生涯学習課長(福田富美代君) 大変失礼いたしました。今回追加します改質アスファルトルーフィングぶきについては、先ほど説明したとおり腰折れの部分には施さないところでありますが、腰折れの部分については当初見ていたガルバリウムふきについては施工する予定でございます。そのことによりまして、上部のほうの雨漏り、腰折れ部分に上部に排水されまして、傾斜がきついところがあるので、漏水の可能性は低いと考えておりますので、アスファルトルーフィングについては、腰折れ部分については採用しなかったということになります。

以上です。

[何事か言う人あり]

- ○生涯学習課長(福田富美代君) 野地板部分についてもなくて大丈夫だということを判断したところでございます。
- ○議長(横山知世志君) 13番、根本謙一議員。
- ○13番(根本謙一君) 私は、そもそもの点で伺いたいと思います。

この2つの追加の件、当然設計書を見て見積りはされていると思います。当然町側としても積算していったかと思いますけれども、一定程度の説明はありましたけれども、あの説明で我々議会としてどうしてこれだけの大きい金額の追加予算をせざるを得なかったか、工事変更しなければいけなかったかというところがいまいち理解しにくいところがあります。もう少し言いますと、議運で説明を受けたときは結構詳しく話を出されておりました。なるほどねというところもありました。その点が今回この時点では課長のほうからは説明受けていません。いわゆるクラック等の中にも混在していたとか、いろいろあるわけです。そういうことを丁寧に説明していただかないと、議会として十分理解の上認める、あるいはまた問題提起するというところに入っていけないのです。そこは説明が私は足りないのではないかというふうに思いますので、そもそもどうしてこれが初めから見られていなかったかというところの説明をお願いしたいと思います。

- ○議長(横山知世志君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(福田富美代君) 今ほどの質問にお答えしたいと思います。

まず、アスベストに関してご説明させていただきます。設計段階においては、アスベスト調査は実施していたというところではあったのですが、こちらのほうには設計には含まれておりませんでした。町側としましては、発注後に判明したものではありますが、その後請負費、工事費内でできるということでありましたので、こちらのほうは現場を確認しながらしっかり進めるように指示してまいりました。しかしながら、実際外壁関係の塗装工事等を進めるに当たって、9月以降に開始しております。その中で外壁改修をする中で塗材を剥がすというところで、塗材を削り取るというところの工事を進めた中で、壁と塗材の間に伸縮性のある目地があったということが確認できたものでございます。そのまま工事を進めますと、伸縮目地があったままでありますと、そのまま経過しますと、それを原因

にまた亀裂の原因になる可能性があるというところが判明したものであり、今回塗材とともに、その 奥にある緩衝材となっている伸縮目地も一緒に除去する必要があると判断したものでございます。こ ちらについては、10月25日に工程会議を開きまして、そのときにしっかり確認したところであり、今 回の大屋根改修工事についても、ゴムシートの経年劣化による傷みがあるということのお話がこの時 点で判明したため、今回に至ったところでございます。

以上です。

- ○議長(横山知世志君) 根本謙一議員。
- ○13番(根本謙一君) 一定程度分かりましたけれども、私はまだ足りないと思っています。いわゆる見積りのときに、町側での見積り想定するときに、屋根は当然むくことになるでしょうし、壁だっていろんなところにクラックが入っていて、いろんなことが想定される中、これだけの大きい事業ですから、住まいの一軒家をいじる話ではないですから、それなりのしっかりした専門性持った見聞の中で見積りされていったかと思うのです。それなのに何でだというのがそもそもの素朴な疑問だったわけです。その点について、ここはこうだったので、やむを得なかったというような説明がしっかりされないと、議会全体として理解が進まないというふうに、私はそこを懸念します。あるところでは説明していたけれども、一番肝心なこの本議会の中でその部分が説明されていない、説明として出てこないというのは私はいかがなものかなというふうに思いますので、再度の答弁をお願いします。
- ○議長(横山知世志君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(福田富美代君) 今ほどの質問にお答えしたいと思います。

繰り返しになるかもしれないのですが、まず7割弱を占める大屋根改修工事に関しましてなのですが、今回仮設足場を設置後、基礎を設置するために、既存ゴムシートに穴を開けて実施して劣化状況を確認させていただきました。その段階でやはり想定より劣化が進んでいたというところがございました。今回、本来メーカーに確認して、アスファルトルーフィングは不要だというところの話、当初は進んできたわけだったのですが、今後高田体育館についても、長期的に使用する施設であるということを鑑みまして、より長期的な屋根防水性能を高めるため、確保するためというところで、今回改質アスファルトルーフィングぶきを採用したいとしたものでございます。

また、アスベスト、石綿除去につきましては、今回当然塗材の部分については含まれているということの当初想定があったというところもありましたが、ただ内部改修においても、やはり石綿についても確認されております。今回これについては設計の中に含まれていなかった、本来、当初本当は見込まなければいけない部分ではあったところではあったのですが、今回工事を進めていく中で判明したというところについては申し訳なかったと考えておるところでございます。今後やはり利用者さんの安全を確保するためというところで、今回壁面のクラック部分の改修においてしっかり塗材の石綿除去、さらには今後飛散防止を高めるためというところで、目地部分についての除去ということをお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(横山知世志君) ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(横山知世志君) ないようですので、これで質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(横山知世志君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第61号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[各議員投票]

○議長(横山知世志君) 押し忘れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(横山知世志君) なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長(横山知世志君) 以上をもちまして本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしま した。

これで令和5年会津美里町議会定例会11月会議を散会いたします。

散 会 (午前10時53分)

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和5年11月9日

 議
 長
 横
 山
 知
 世
 志

 議
 員
 根
 本
 職
 一

 議
 員
 根
 本
 剛